

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ◇有形固定資産及び無形固定資産(ともにリース資産を除く)
定額法
 - ◇リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
該当なし
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
 - リース取引関係
 - ・ファイナンス・リース取引
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の内容
有形リース資産 電話主装置・電話機、スチームオーブン
無形リース資産 印刷総合管理システム
 - ・オペレーティング・リース取引
該当なし
- (2) 引当金の計上基準
- ◇退職給付引当金
従業員が当該会計年度末に全員が自己都合により退職したと仮定した場合に、支給すべき退職金の額。ただし前記の額には退職共済等からの支給見込み額を含まない。
 - ◇賞与引当金
翌会計年度に確定する賞与の、当該会計年度に係る部分の見積もり額
 - ◇徴収不能引当金
次のアとイの合計額
ア. 当該会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
イ. 上記ア以外の債権の総額に、当該会計年度開始前3年以内に開始した会計年度期間中における徴収不能額の発生割合を乗じた金額

2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下の通りになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令・第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令・第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令・第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令・第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、公益事業区分の拠点区分が単一であるため作成を省略している。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令・第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成をしていない。

計算書類に対する注記 (法人全体)

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業)

- ア 法人本部 拠点
「法人本部」
「ひばりが丘住宅」
- イ 障害福祉サービス事業所 福岡福祉工場 拠点
「就労継続支援A型事業」
- ウ 障害福祉サービス事業所 わーくはうすコロニー 拠点
「就労継続支援B型事業」
- エ 障害者支援施設 福岡コロニー 拠点
「施設入所支援事業」
「就労移行支援事業」
「生活介護事業」
「短期入所事業」
- オ 共同生活援助事業所 グループホームかづる 拠点
「共同生活援助事業」
- カ 障害福祉サービス事業所 なのみ工芸 拠点
「就労継続支援B型事業」
「就労移行支援事業」
「ひびきの里」
- キ 障害者支援施設 なのみの里 拠点
「施設入所支援事業」
「生活介護事業」
「自立訓練(生活訓練)事業」
「短期入所事業」
「日中一時支援事業」(併設公益事業)
- ク 障害者支援施設 福岡県障がい者就労支援ホーム あげぼの園 拠点
「施設入所支援事業」
「就労移行支援事業」
「就労継続支援B型事業」
「生活介護事業」
- ケ 相談支援事業所 福岡コロニー 拠点
「特定相談・障害児相談支援事業所」
- コ 古賀市障害者生活支援センター「咲」拠点
「一般相談・特定相談 障害児相談支援事業所」
「日中一時支援事業 さくらんぼキッズ」(併設公益事業)
- サ 障害者就業・生活支援センター ちどり 拠点
「生活支援等事業」

(公益事業)

- シ 障害者就業・生活支援センター ちどり 拠点
「雇用安定等事業」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下の通りである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	161,147,852	0	0	161,147,852
建物	735,384,531	0	23,412,893	711,971,638
合計	896,532,383	0	23,412,893	873,119,490

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

計算書類に対する注記 (法人全体)

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下の通りである。

土地 (基本財産)	158,655,527 円
建物 (基本財産)	711,971,638 円
計	870,627,165 円

担保している債務の種類及び金額は以下の通りである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	340,778,000 円
計	340,778,000 円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下の通りである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	1,107,468,403	395,496,765	711,971,638
建物	6,503,700	4,597,768	1,905,932
建物付属設備	621,688,998	373,920,663	247,768,335
構築物	36,741,594	11,025,382	25,716,212
機械及び装置	285,404,736	263,129,148	22,275,588
車輛運搬具	43,129,208	42,537,079	592,129
器具及び備品	63,627,914	53,605,597	10,022,317
有形リース資産	10,235,808	5,117,904	5,117,904
無形リース資産	3,932,040	2,621,360	1,310,680
合計	2,178,732,401	1,152,051,666	1,026,680,735

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

平成30年3月の理事会及び評議員会において、障害者就労継続支援B型事業所の従たる事業所の新規開設の報告がなされた。事業開始日は平成30年4月1日となり、これに伴い同日付けで、わーくはうすコロニー拠点区分に、同拠点に属する事業として、新規サービス区分の「カルディア」を追加設定した。

(1) 事業所設立の目的

幅広い層の地域住民から利用される町立の文化コミュニティーセンター内に、行政や地域住民と一体となり、利用者が社会人としての自立と働く喜び、そして可能性を追求できる環境を作ること。また、近年増加している障害特性の多様化への対応策として、従来 of 業務の枠を越え、利用者それぞれの特性を考慮した一般就労に向けた新たな職業訓練の機会提供を行うこと。

計算書類に対する注記（法人全体）

(2) 事業所の概要

- ア. 名称 喫茶カルディア
- イ. 住所 新宮町新宮東4丁目1番1号 そびあしんぐう内1階
- ウ. 事業内容 新宮町より喫茶店事業を受託運営
- エ. 事業形態 障害者就労継続支援B型事業所わーくはうすコロニーの従たる事業所
- オ. 定員 10名（主たる事業所より同人数を定員移行）

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし